

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う(手帳の交付、交付台帳の作成)。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番20 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会】 なし 【情報提供】 第2条の表 番号法別表の主務省令 項番14 第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ 項番18 第20条第1号ハ 項番20 第22条第1号ニ、第2号ニ、第4号ニ、第5号、第6号ニ、第8号ニ 項番25 第27条第1号 項番37 第39条第1号イ、第2号イ 項番42 第44条第1号ヘ、第2号～第6号 項番48 第50条第4号ロ 項番49 第51条第2号ロ、第7号ロ 項番53 第55条第1号ロ、第2号～第11号 項番75 第77条第1号ロ、第2号イ 項番76 第78条第1号ロ、第2号～第10号 項番77 第79条第2号 項番80 第82条第1号ロ、第2号、第3号ロ 項番81 第83条第1号ロ、第2号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号イ 項番91 第93条第1号ハ、第3号ハ 項番92 第94条第1号ロ 項番108 第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ 項番113 第115条第1号ロ、第2号ロ 項番124 第126条第1号ロ、第2号 項番125 第127条第1号ハ、第2号～第6号 項番141 第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ 項番144 第146条第1号ロ、第2号ロ、第5号イ、第6号イ、第11号イ 項番155 第157条第1号イ、第2号～第5号、第7号イ、第8号～第12号 項番161 第163条第1号ヘ、第2号～第6号 項番163 第165条第1号ロ、第2号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県子ども・女性・障害者相談センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県子ども・女性・障害者相談センター 秋田県秋田市手形住吉町3番6号 018-831-2301
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐ 接続しない(入手) [☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、身体障害者手帳発行システムへの入力に当たっては、作業者と別のものによるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、身体障害者手帳発行システムへの入力に当たっては、作業者と別のものによるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 5②所属長	所長 横井 慎也	所長 石川 肇	事後	
平成28年11月18日	II 1いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年11月18日	II 2いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	I 4②法令上の根拠	項番16 第12条第1号ハ、第3号ハ、第4号 項番27 第20条第2号イ、第6号 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第3号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ 項番116	項番16 第12条第1号へ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号口、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
平成31年3月27日	I 5②所属長	所長 石川 肇	所長	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	I 4②法令上の根拠	項番16 第12条第1号へ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号口、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	項番10 第9条第1号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第5号、第6号へ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 項番10 第9条第1号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第5号、第6号へ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号	番号法第19条第8号 項番10 第9条第1号口、第4号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第5号、第6号へ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	事後	軽微な変更(番号法の改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	Ⅳ 8. 監査	記載なし	自己点検	事後	
令和4年7月29日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 項番10 第9条第1号口、第4号口 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第2号イ 項番28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第4号 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	番号法第19条第8号 項番10 第9条第1号ハ、第4号ハ 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番16ー2 第12条の2第一号 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第3号イ 項番28 第21条第2号イ、第5号イ 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第1号二、第2号、第3号二 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号	事後	軽微な変更(番号法の改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和4年8月9日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月9日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月9日	Ⅳ8監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年7月28日	I 5①部署	秋田県福祉相談センター	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	事後	
令和5年7月28日	I 8連絡先	秋田県福祉相談センター	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	事後	
令和5年7月28日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月12日	I 9規則第9条第2項の適用	(項目新設)	空欄(なし)	事後	
令和6年9月12日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月12日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月12日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	(項目新設)	十分である 判断の根拠:自由記載	事後	
令和6年9月12日	Ⅳ 11最も優先度が高いと考えられる対策	(項目新設)	十分である 判断の根拠:自由記載	事後	
令和6年10月23日	I 3法令根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番11 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	・番号法第9条第1項 別表 項番20 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条	事後	
令和6年10月23日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 項番10 第9条第1号ハ、第4号ハ 項番14 第11条第1号口 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト 項番16ー2 第12条の2第一号 項番20 第14条第1号イ、第2号イ 項番27 第20条第3号イ 項番28 第21条第2号イ、第5号イ 項番31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番55 第29条第1号 項番56ー2 第30条第1号二、第2号、第3号二 項番57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ 項番79 第42条第1号 項番85ー2 第43条の4第1号イ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ 項番108 第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ 項番116 第59条の2の2第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号	番号法第19条第8号に基づく主務省令【情報照会】なし 【情報提供】 第2条の表 項番14 番号法別表の主務省令 第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ 項番18 第20条第1号ハ 項番20 第22条第1号二、第2号二、第4号二、第5号、第6号二、第8号二 項番25 第27条第1号 項番37 第39条第1号イ、第2号イ 項番42 第44条第1号ヘ、第2号～第6号 項番48 第50条第4号口 項番49 第51条第2号口、第7号口 項番53 第55条第1号口、第2号～第11号 項番75 第77条第1号口、第2号イ 項番76 第78条第1号口、第2号～第10号 項番77 第79条第2号 項番80 第82条第1号口、第2号、第3号口 項番81 第93条第1号口、第2号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号イ 項番91 第93条第1号ハ、第3号ハ 項番92 第94条第1号口 項番108 第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ 項番113 第115条第1号口、第2号口 項番124 第126条第1号口、第2号 項番125 第127条第1号ハ、第2号～第6号 項番141 第143条第1号口、第2号口、第4号イ 項番144 第146条第1号口、第2号口、第5号イ、第6号イ、第11号イ 項番155 第157条第1号イ、第2号～第5号、第7号イ、第8号～第12号 項番161 第163条第1号ヘ、第2号～第6号 項番163 第165条第1号口、第2号	事後	軽微な変更(番号法の改正及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)